

平成 29 年度税制改正に関する提言

平成 28 年 9 月 7 日
全国都道府県議会議長会

地方税財源の充実確保全般について

- 1 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- 2 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保するとともに、地方の財源不足の補てんについては地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

個別項目について

- 1 消費税・地方消費税率引上げの再延期に当たって、社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。
また、消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、減収分の全てが確保されない場合、地方公共団体の社会保障財源に影響を与えることとなることから、地方財政に影響を与えることのないよう、代替税財源等により、確実に措置すること。
- 2 平成 29 年度における自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討については、自動車税は都道府県の基幹税であり、車体課税に係る地方税収はエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、消費税・地方消費税率引上げの再延期により前提条件も変わったことから、自動車税の軽減に関する必要な措置の検討も併せて延期すること。仮に消費税・地方消費税率の引上げ時に自動車税の税率の引下げを議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うこと。
- 3 中小企業の活力を生かし、その躍進を図るため、事業の継続に支障がないよう、事業承継に係る税制の抜本的な見直しを行うこと。
- 4 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄付金については、税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の 2 割」という限度額を时限的に引き上げるなど、被災地方公共団体の復興に役立つよう制度の充実を図ること。
- 5 ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、ゴルフ場から排出されるごみ処理、地すべり対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の 7 割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- 6 基地交付金等の所要額を確保すること。**
- 7 間伐や再造林等の実施、路網の整備など森林の整備・保全を着実に推進するため、継続的かつ安定的な森林整備の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みについて、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係を調整しつつ早急に検討を進めるなど、森林吸収源対策に対する地方の役割に応じた財源の拡充・強化のための制度を速やかに構築すること。**
- 8 法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税制度については、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。**